

パート社員 各位

追記：令和2年4月13日

改定：令和2年5月21日

改定：令和2年6月1日

改定：令和2年6月12日

破産手続開始決定についてのご連絡

破産者 株式会社 MJG

破産管財人 弁護士 三村 藤明

本書面では、パート社員の皆様に対し、Q&Aの形で、今後の手続を説明いたします。

Q1 未払いの賃金はいつ支払われるのでしょうか。

A1 未払給料等（「未払賃金」といいます。）については、原則として、労働者健康安全機構の未払賃金の立替払制度により、**退職日の6か月前の日から退職日までの未払賃金総額の8割の額**（ただし、年齢に応じて一定の上限額があります）の支払を受けることができます。その方法は、Q2をご覧ください。

追記：令和2年4月13日

Q2 立替払いを受ける方法を教えてください。

A2

(1) 当職が「未払賃金立替払請求書・証明書」（未払賃金の立替払事業様式第7号）に必要事項を記載のうえ、当職から、退職者に対して郵送にて、交付いたします。

(<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/418/Default.aspx>)

(2) 「証明書」の左半分の「未払賃金の立替払請求書」（未払賃金の立替払事業様式第9号）及び「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に必要事項を記入して、これらの書類を合わせて労働者健康安全機構へ提出します。

(3) 審査の上、要件を満たしていると認められた場合、請求者が指定した金融機関の口座に、未払賃金総額の80%または下記立替払の上限額のいずれか低い額を上限として立替払金が支払われます。

<限度額>

| 退職日における年齢 | 未払賃金総額の限度額 | 立替払の上限額 |
|-------------|------------|---------|
| 45歳以上 | 370万円 | 296万円 |
| 30歳以上 45歳未満 | 220万円 | 176万円 |
| 30歳未満 | 110万円 | 88万円 |

(4) その他、立替払いに関する詳しい情報については、労働者健康安全機構のHPをご覧ください。

(<https://www.johas.go.jp/>)

追記：令和2年4月13日

Q3 労働者健康安全機構からの支払いはいつ行われるのでしょうか。

A3 立替払いの手続きの流れは以下のようになります。

- ①管財人室で証明書を作成
- ②労働者健康安全機構（以下、「機構」という。）へ送付し、事前審査
- ③事前審査後、管財人室から証明書を従業員の皆様に送付
- ④従業員の皆様が必要事項を記入の上、管財人室へ返送
- ⑤管財人室から機構へ提出
- ⑥機構から従業員の皆様へ支払い

すでに機構による事前審査（②）を終え、6月12日に立替払いの対象となる従業員の皆様へ「未払賃金立替払請求書・証明書」一式を送付（③）いたしました。

本件では、機構の配慮により、書類の事前審査を経ているため、機構へ提出（⑤）後、比較的短期間で機構からの支払い（⑥）が行われる予定です。そのためには、従業員の皆様が書類に必要事項をご記入のうえ、早期に、管財人宛にご返送（④）いただくことが大切となります。

改定：令和2年6月12日

Q4 労働者健康安全機構から支払われない分の賃金は払われるのでしょうか。

A4 未払いの賃金については、優先的に支払われる債権（財団債権）とされています。

しかしながら、現時点では、本件のMJG社の破産手続で、どの程度の財産や債権があり、いくらで売却や回収できるか、わからない状況です。そのため、現時点で、未払いの賃金を支払えるのか否か、また、支払えるとしても、いくら支払えるのか、わからない状況にあります。今後の破産手続の進行状況については、適宜、パート社員の皆さまにお知らせする予定です。

追記：令和2年6月1日

Q5 勤務している店舗が以前から休業していましたが、その期間の賃金は未払賃金の立替払の対象となりますか。

A5 店舗の休業は、MJG社の会社都合によるものであると考えられ、他方就業規則には休業手当に関する規定がないため、休業期間中の賃金についても、労働者との間で別途合意がない限り、MJG社に賃金全額相当の支払義務が生じます（民法536条2項）。

もともと、立替払制度の請求との関係では、労働者健康安全機構の運用上、休業期間中の賃金についてはその6割しか立替払いの対象とならないため、結果としてその更に8割の金額（賃金の48%）につき、上述の立替払制度により支払いを受けることができることになります。

立替払制度の対象とならない部分については、上述（Q4）の通り、財団債権となります。

改定：令和2年5月21日

Q6 退職日はいつになりますか。

A6 原則として、令和2年4月15日付けでの退職となります。管財業務の都合上、雇用保険加入者にのみ解雇通知をお送りしております。雇用保険非加入者には解雇通知をお送りしませんが、退職日は同様に令和2年4月15日となりますのでよろしくお願いいたします。

改定：令和2年5月21日

Q7 現在フランチャイズ店で働いていますが、今後も働けるのでしょうか。

A7 フランチャイズ店で勤務されているパート社員の方々も、MJG社から雇用されているため、直営店同様、原則として退職いただくこととなります。

ただ、フランチャイズ店のオーナー様が事業を継続される場合には、新たに雇用に関する契約をオーナー様との間で締結することにより、同じ店舗で継続して働くことは可能かと思われま。

各フランチャイズ店のオーナー様とご相談いただきますようお願いいたします。

追記：令和2年4月13日

Q8 パート社員向けの説明会は開催予定でしょうか。

A8 昨今の COVID-19 感染拡大の状況及び政府の緊急事態宣言の発効を受け、パート社員向けの説明会は差し控えさせていただきます。

追記：令和2年4月13日

Q9 現在フランチャイズ店で働いていますが、今後も働けるのでしょうか。

A9 フランチャイズ店で勤務されている従業員の方々も、MJG社から雇用されているため、直営店同様、原則として解雇となります。

ただ、フランチャイズ店のオーナー様が事業を継続される場合には、新たに雇用契約をオーナー様との間で締結することにより、同じ店舗で継続して働くことは可能かと思われま。

各フランチャイズ店のオーナー様とご相談いただきますようお願いいたします。

追記：令和2年4月13日

Q10 離職票は、いつもらえますか

A10 雇用保険加入者については、既にすべての離職票の送付が完了しています。

改定：令和2年6月12日

Q11 失業保険は受給できますか。

A11 本日以前の1年間に雇用保険加入期間が通算6ヶ月以上ある方は、ハローワークにおいて手続をすることで失業保険を受給できる可能性があります。

手続では、離職票・雇用保険被保険者証・印鑑・本人確認書類（運転免許証、住民票等）・縦3cm 横2.5cmの写真2枚・本人名義の通帳が必要です。受給額は退職前の給料のおよそ5割から8割程度です。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

追記：令和2年5月21日

Q12 会社で厚生年金や健康保険に加入していましたが手続きはどうなりますか。

A12 従業員向けQ13以下に詳しく記載していますので、そちらをご参照ください。

追記：令和2年5月21日

(破産管財人へのお問い合わせ先)

Mail: MJG-info@amt-law.com

以上